

平成 29 年 9 月号

住居地・契約機関・配偶者に関する変更の届出について

新規の上陸許可により入国した外国人（中長期在留者）は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、**住居地の市区町村の窓口**でその住居地を法務大臣に届け出なければならないとされています。転居をした場合も、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出ることとされており、以前は、住所の届出は入国管理官署に必要でしたが、現在は、在留カード等を提出して住民基本台帳制度における市区町村への転入届又は転居届等をしたときは、これらの届出が住居地の届出とみなされることとなっており、**住居地に関する届出については全て入国管理官署ではなく、市区町村**へ行くこととされています。

それに対して、下記の変更に関する届出は、**入国管理官署**に届出が必要です。

<契約機関に関する届出>

「高度専門職」「研究」「技術・人文知識・国際業務」「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限ります。）」又は「技能」の在留資格を有する方は、日本にある契約機関の名称・所在地に変更が生じた場合や、契約機関の消滅、契約機関との契約の終了・新たな契約の締結があったときには、14日以内に届け出なければなりません。

届出書記載事項

- (1) 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留カード番号
- (2) 契約機関の名称・所在地に変更があった場合はその名称及び変更日、もしくは、契約機関が消滅・契約終了した場合にはその日付および機関名、また新たな契約を締結した場合は、その契約日及び契約機関の名称及び所在地並びに活動の内容

<配偶者に関する届出>

「家族滞在」「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留している方であって、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別した場合は、14日以内に、届け出なければなりません。

届出書記載事項

- (1) 中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留カード番号
- (2) 配偶者と離婚した日付もしくは死別した日付

窓口を持参する場合は**最寄りの地方入国管理官署**となりますが、郵送による場合は在留カードの写しを同封の上、東京入国管理局在留管理情報部門届出受付担当宛てに送付することも可能です。（封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載）

（郵送先）〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局在留管理情報部門届出受付担当

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町1-8-14 サンリーブ小金井305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>